

▶▶ 障がい福祉

問 福祉課 障がい福祉係 TEL.773-6667

▶▶ 手帳申請

持っていることで、各種福祉制度の利用が可能となります。

▶▶ ①身体障害者手帳(視覚・聴覚、言語、肢体不自由、内部機能などの各障がいの場合)

・申請に必要なもの: 指定医師の診断書、顔写真 ㊦ (2枚)

▶▶ ②療育手帳(知的障がいの場合)

・申請に必要なもの: 顔写真 ㊦ (2枚)

▶▶ ③精神障害者保健福祉手帳(精神障がいの場合)

・申請に必要なもの: 医師の診断書(精神疾病に起因する障害年金受給者は、年金証書の写しで可)、顔写真 ㊦ (1枚)

注 顔写真(脱帽、上半身、タテ4cm×ヨコ3cm、撮影後1年以内)

▶▶ 補装具・医療費助成

▶▶ 補装具費の支給・修理

身体障害者手帳の所有者や難病患者など(障がいの内容と程度に応じる。所得制限あり)で医師から必要と認められた補装具の購入または修理費を支給します。

●種類 義肢(義手、義足)、装具(上肢、体幹、下肢)、盲人安全杖、歩行器、義眼、眼鏡(矯正、コンタクト、弱視、遮光)、補聴器、車椅子、座位保持椅子、重度障害者用意志伝達装置など

※介護保険を利用できる人は、そのサービスが優先。事前申請が必要です

▶▶ ②自立支援医療(育成医療・更生医療)

現在の障がいの更生(障がいの除去、または軽減)を目的とし、医療費を軽減します。

※対象などは、お問い合わせください。事前申請が必要です

▶▶ ③自立支援医療(精神通院医療)

精神疾病の治療のため、外来通院にかかる医療費を軽減します。

▶▶ ④重度心身障害者医療費助成(県障)

身体障害者手帳1級から3級、または療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者(所得制限あり)の医療費を助成します。

▶▶ ⑤精神障がい者医療費助成(精神入院医療)

精神科病床に入院している精神障害者保健福祉手帳の所持者、または精神疾病に起因する障害年金受給者(所得制限あり)の入院治療に必要な医療費の一部を助成します。

▶▶ 在宅者への日常生活用具の給付など

▶▶ ①日常生活用具の給付(所得制限あり)

在宅者で、手帳の交付を受けている身体障がい児・者や難病患者などに対して、障がいの種類と程度に応じて日常生活用具を支給します。(所得制限あり)

●視覚障がい

点字タイプライター、テープレコーダー、時計など

●聴覚障がい

屋内信号装置、ファクスなど

●肢体不自由

体位変換器、訓練用ベッドなど、特殊マット、歩行補助杖(一本杖)など

●呼吸器機能障がい

ネブライザー、たん吸引器

●ぼうこう、または直腸機能障がい

ストマ用装具、収尿器

●知的障がい(A)

頭部保護帽

●難病患者など

特殊寝台、ネブライザー、パルスオキシメーターなど

▶▶ ②住宅改修費の給付

在宅者で、下肢、体幹、脳原性移動機能障がい3級以上の重度身体障がい児・者に対して、20万円を限度とし、障がい者向けに住宅を改修する経費の一部を給付します。

対象となる工事(手すり取付け、段差解消、床材などの滑り防止、扉取替えなど)

※新築は、該当しません

※介護保険を利用できる人は、そのサービスが優先

▶▶ 自立支援給付・地域生活支援事業

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けている障がい児・者や、精神障がいを事由とする年金の受給者、自立支援医療(精神通院)の受給者などに対して、障がいの種別(身体・知的・精神)にかかわらず、障がいのある人が自立した生活を送るために必要な福祉サービスを提供します。

大きく分類して自立支援給付(障害福祉サービス)と地域生活支援事業の2つがあります。

●利用者負担

福祉サービスにかかる費用の原則1割を負担(利用者負担は収入・課税・資産などの状況に応じて、軽減・減免制度あり)





▶ ① 自立支援給付(障害福祉サービス)

● 介護給付

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事の介護など
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に実施
行動援護	自己判断能力に制限がある人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援・外出支援
重度障害者等 包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に実施
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを実施
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護と日常生活の世話を実施
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動などの機会を提供
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを実施

● 訓練等給付

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を実施
就労移行支援	一般企業などに就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練を実施
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識と能力の向上のために必要な訓練を実施
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を実施
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

● 地域相談支援

地域移行支援	障がい者支援施設に入所、または精神科病院に入院している精神障がい者が退所・退院し、地域で生活するための相談や住居確保などの支援を実施
地域定着支援	単身で生活する障がい者などが、安定して地域生活を送れるように連絡体制を確保。緊急事態時は、訪問や支援を実施

● 計画相談支援

計画相談支援	障がい児・者が抱える問題の解決や、適切なサービス利用のために、サービスなど利用計画の作成とモニタリングを実施
--------	--

● 障がい児通所給付

児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活での基本動作の指導、知能技術の支援、集団生活適応訓練を実施
放課後等 デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休みなどに、生活能力向上に必要な訓練や社会交流の促進などを実施

▶ ② 地域生活支援事業

相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を実施
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を実施
日中一時支援事業	身体、または知的に障がいのある人に、日中、活動の場を提供。日常的に介護している家族の休息のために、一時預かりを実施
地域活動 支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動や生産活動の場を提供。社会との交流などを促進
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の人に日常生活の支援を実施

年金・手当など

▶ ① 障害年金

● 障害基礎年金(市民課国保年金係)

原則として国民年金に加入している間に、病気、けが、精神障がい、知的障がいなどで一定の障がいになった人(20歳前に一定の障がい状態になった人は、国民年金の加入に関係なく20歳から支給)に対して、病気やけがで一定の障がいに該当すると認定された場合、相当級の額を支給します。(1年6か月の期間を要する場合あり)

● 障害厚生年金・障害手当金(年金事務所)

厚生年金に加入している間に病気、けが、精神障がいなどで一定の障がいになった人(一定の保険料納付要件を満たしている場合)で、病気やけがで一定の障がいに該当すると認定された場合、相当級の額を支給します。(1年6か月の期間を要する場合あり)

詳しくは、年金事務所にお問い合わせください。

▶ ② 障害児福祉手当・特別障害者手当
(福祉課障がい福祉係)

在宅で精神、または身体が重度の障がい状態にあるため、常時特別の介護を必要とする人に、手当を支給します。(所得制限あり)

▶ ③ 在宅重度重複障害者介護見舞金
(南魚沼地域振興局健康福祉環境部)

在宅の重度重複障がい者を常時介護している保護者に、手当を支給します。



**▶④心身障害者扶養共済(福祉課障がい福祉係)**

心身障がい児(者)のため、掛け金を出し合い、保護者に死亡などがあった場合、障がい者本人に年金として支給する都道府県の共済制度です。対象者は知的障がい児(者)、身体障害者手帳1級から3級の身体障がい児(者)、精神または身体に永続的な障がいがある人で、加入ができる人は65歳未満の障がい者の保護者です。

▶⑤施設入所者交通費助成(福祉課障がい福祉係)

市外の心身障がい児(者)施設に入所する障がい児(者)とその家族が交流するための交通費を助成します。

▶⑥施設通所交通費助成(福祉課障がい福祉係)

障がい者が作業施設への通所に要する交通費を助成します。

▶⑦総合支援学校通学費助成(学校教育課学校庶務班)

市立総合支援学校に通学する重度の障がいのある児童・生徒で、スクールバス利用などが困難な場合に、福祉タクシー利用などの費用の一部を助成します。

▶⑧特別支援学校高等部就学生徒援助費(学校教育課学校庶務班)

心身障がい児が教育を受ける機会を得るために、就学費を助成します。

●年金・手当の問合せ先

詳しくは、各窓口にお問い合わせください。
 日本年金機構六日町年金事務所 TEL.716-0802
 南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 TEL.772-2457
 市民課国保年金係 TEL.773-6661
 福祉課障がい福祉係 TEL.773-6667
 学校教育課学校庶務班 TEL.773-6700

自動車、公共料金などの助成と割引**▶①旅客鉄道運賃の割引(駅、鉄道会社)****●各JR旅客鉄道****●第1種身体障害者、重度知的障害者****◆介護者あり**

乗車券、定期券、回数券、急行券を50%割引(介護者共)

◆介護者なし

片道100km以上の場合に限り、乗車券のみ50%割引

●第2種身体障害者、中軽度知的障害者**◆介護者あり**

介護者分の定期券のみ50%割引

※12歳未満の身体障がい児の場合のみ

◆介護者なし

片道100km以上の場合に限り、乗車券のみ50%割引

◆乗車券の購入方法

各駅の窓口で手帳を提示して乗車券を購入(身体障がいの第1種、2種の別は手帳に記載あり)割引となる介護者は、障がい者1人につき1人が限度

※ほくほく線については鉄道会社にお問い合わせください

▶②バス運賃割引(バス会社)**●対象内容**

身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳提示で、本人、介護人の普通乗車料金が50%、定期券が30%割引(介護者は、バス会社が認めた場合)

▶③心身障害者タクシー料金助成

●対象 自ら運転できない人で、身体障害者手帳1級から4級、療育手帳A・B、または精神障害者保健福祉手帳の所持者

●内容 年間30枚のタクシー利用券(1枚あたり500円)を支給

※身体障害者手帳、療育手帳の提示で10%割引を受けられます

▶④有料道路料金の割引

身体障害者手帳の交付を受け、本人自らが運転する乗用車を本人、または生計を一にする人が所有するもの(貨物、営業用は除く)、または、介護者運転が認められる人(重度身体障害、療育手帳A)で、所有者が前記の人、または障がい者を継続して日常的に介護している人に対して、身体障害者手帳、または療育手帳の提示で、有料道路の通行料金を割引します。

▶⑤自動車改造費の助成**●本人運転によるもの**

上肢、下肢、体幹に係る身体障害者手帳1級、または2級を所持し、自ら運転し、就労などに自動車が必要な場合、改造に要した費用(10万円を限度)を助成します。(所得制限あり)

●介護者運転によるもの

身体障害者手帳1級、または2級を所持し、運転不能な車いす利用者のいる世帯で、社会参加が見込まれる場合、改造に要した費用(40万円を限度)の一部を、申請者の課税状況で助成します。(所得制限あり)

▶⑥運転免許取得のための助成

身体障害者手帳1級から4級の人で、免許の取得によって就労など社会参加が見込まれる場合、費用の3分の2を(10万円を限度)に助成します。

▶⑦駐車禁止除外指定車標証の交付

歩行困難者使用中標章の提示人「運転者の連絡先、または用務先」の提示で、駐車禁止区域でも駐車が可能です。

●対象 身体障害種別・等級

- ・視覚障がい 1級から4級
- ・聴覚障がい 2級、3級
- ・平衡機能障がい 3級
- ・上肢不自由 1級、2級の1、2級の2
- ・下肢不自由 1級から4級
- ・運動機能障がい(上肢機能) 1級、2級
(一上肢のみの障がいは除く)
- ・運動機能障がい(移動機能) 1級から4級
- ・体幹不自由 1級から3級
- ・内部障がい 1級、3級
- ・免疫機能障がい 1級から3級

療育手帳Aを有する人

精神障害者福祉手帳1級を有する者

●申請窓口 南魚沼警察署 交通課 TEL.770-0110

▶⑧NHK放送受信料の減免

- 全額免除 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人がいて、世帯員全員が市民税非課税の場合
- 半額免除 身体障害者手帳1級、または2級、視覚障害、聴覚障害、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人が世帯主の場合

▶⑨携帯電話の割引(各携帯電話会社)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人に対して、携帯電話の基本使用料などの割引します。各携帯電話会社にお問い合わせください。

税金(税務課、県税事務所、税務署)

▶①所得税、県・市民税の控除

- ・障がい者が所得税、県・市民税納税義務者本人、または納税義務者の配偶者・扶養親族の場合、申告の際に、障害者控除を受けることができます
- ・心身障害者扶養共済制度掛金の控除
- ・医療費控除 ストマ、紙おむつ購入費用(公的給付分は除く)

▶②事業税 ③贈与税 ④相続税

⑤自動車にかかる税

※各税の減免は税務課などへお問い合わせください

市内の障がい者福祉団体

障がいを持つ人やその家族が互いに話し合い、交流するための団体です。多くの人から入会して頂き、障がいや諸制度の理解のためにご活用ください。

▶①身体障害者手帳を持っている人

南魚沼市身体障がい者協会

- 身体障がい者の福祉増進を目的とした活動、研修会や親睦旅行など
- 会員数約80人。年会費1,000円

▶②療育手帳を持っている人と家族

南魚沼市手をつなぐ育成会

- 知的障がい児(者)の福祉増進を目的とした活動(研修会・交流会)
- 会員数約60人。年会費2,000円

▶③精神障がいを持つ当事者と家族

南魚沼市こもれびの会

- 精神障がい者の自立や社会復帰を願う家族の活動(研修会・交流会)
- 会員数約20人。年会費2,000円(年度ごとに変動あり、総会にて決定)

▶市立病院・診療所

南魚沼市立の病院・診療所を案内します。

ご利用に際しての注意点

診療科目は令和6年11月現在の内容です。休診や診療科改編など、変更となっている場合がありますので、受診などをする場合は必ず、次に案内する方法でご確認ください。

南魚沼市民病院

問 南魚沼市民病院 TEL.788-1222

▶診療科の案内

- | | |
|----------|-------------|
| ・内科 | ・精神科 |
| ・脳神経内科 | ・循環器内科 |
| ・消化器外科 | ・腎臓内科 |
| ・消化器内科 | ・外科 |
| ・整形外科 | ・心臓血管外科 |
| ・小児科 | ・婦人科 |
| ・眼科 | ・皮膚科 |
| ・肛門外科 | ・泌尿器科 |
| ・耳鼻いんこう科 | ・歯科 |
| ・小児歯科 | ・リハビリテーション科 |
| ・呼吸器内科 | ・ペインクリニック内科 |
| ・放射線科 | ・歯科口腔外科 |
| ・リウマチ科 | ・麻酔科 |

▶診療科・診療時間などの詳細確認方法

病院だより(毎月1日発行)

南魚沼市民病院ウェブサイト

<https://minamiuonumahp.jp/>

TEL.788-1222(代表)

▶休診日

土曜日の午後、日曜日、祝日、毎月第3月曜日、創立記念日(11月1日)、年末年始(12月29日～1月3日)

▶問合せ

診療科への問合せは、月～金曜日の14時～16時の間に、上記の代表番号をお願いします。

▶南魚沼市訪問看護ステーション(TEL.772-2602)*

「住み慣れた地域で自分らしい暮らし」をサポートするため、看護師、リハビリスタッフがサービスを提供します。

▶居宅介護支援事業所(TEL.788-1227)*

病気や障がいなどで介護が必要な人でも、住み慣れた地域や家で安心して過ごせるように医療・福祉・地域と連携して支援します。

▶訪問介護事業所(TEL.788-1222)*

ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護や生活支援を行い、地域の皆さんの在宅生活を支援します。

*令和7年2月、院外に移転予定

